

令和5年（ワ）第17364号、令和5年（行ウ）第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

第6準備書面

2024年8月29日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田 善 恭

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

同 西 愛 礼

第1 被告の主張の概要

被告は、本件規定に合理性が認められる根拠として、①「OECD 加盟国のうち 4 割以上の国が・・・選挙権年齢と被選挙権年齢の間に差異を設けている」こと、②「被選挙権が、実際に選定された場合には、継続して一定の知識や経験を要する職務に従事することを当然に予定しており、かかる職務の内容や権限を踏まえ、社会的経験から出てくる思慮と分別に着目して、一定の年齢制限を設けることに合理的な理由があること」を挙げる。

第2 原告の反論

被選挙権年齢を選挙権年齢に合わせていない国々が残存していることは本件規定の合理性を担保する理由とはならない。選挙権年齢と被選挙権年齢の一致は国民主権原理から認められる参政権侵害の問題であり他国で一定数一致させていない国があることでこれを正当化することはできない。被選挙権年齢を引き下げない国々が最後数カ国とならない限り合理性が否定されないというのであれば、権利侵害状態の放置を肯定することになる。そのような考え方に合理性は認められない。

また、今日では OECD 各国において、被選挙権年齢を引き下げ、選挙権年齢と合致させるという潮流が形成されている。国際社会の状況を参考にする場合には、現在の国数を比較するのではなく、どのように変化しているのか、この動的な変化を検討する必要がある。そしてこの国際的潮流は、「若者＝低能力」という考え方を否定する近時の研究成果とともに、25 歳または 30 歳未満の若者にも社会経験に基づく思慮・分別が客観的に備わっていることも示している。そして、これらの事実は、本件規定に合理性がないことを裏付けている。

下記においては、まず被選挙権年齢についての諸外国における動向について事実関係をまとめる。その上で、これら事実を引用しながら、被告の主張に反論し、また原告の従前の主張を敷衍する。

1 諸外国の事情

各国の法改正の動向等

ヨーロッパでは早くから被選挙権年齢の低化が進み、2004 年時点でデンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンでは 18 歳に設定されていた（甲 B55：イギリス選挙管理委員会「選挙兼年齢に関する調査及び勧告/原文：Age of electoral majority, report and recommendations」・14 頁参照）。そうした中で注目を集めたのが 2006 年にイギリスで行われた法改正である。

2004 年当時イギリスの被選挙権年齢は 21 歳以上とされていたが、若者の政治離れが大きな社会問題となり「18 歳から 24 歳の年齢層の推定投票率は、2001 年の総選挙では 39%、2002 年のイングランド地方選挙ではわずか 11%」（同 7 頁）であった。また、「2001 年に選出された下院議員のうち 30 歳未満は 1%未満であり、イングランドとウェールズの主要地方自治体の議員のうち 25 歳未満はわずか 0.1%」であった（甲 8・頁）。

こうした社会の状況を受けて、イギリスの選挙管理委員会は、2004 年 4 月、議会に対して英国全土のすべて（スコットランド地方自治体選挙を除く）の選挙において「立候補の最低年齢を 21 歳から、現在施行されている最低投票年齢である 18 歳に引き下げることがを勧告する」に至った（甲 B28・62 頁）。同選挙管理委員会は、一部の例外¹を除きヨーロッパの地方選挙レベルでは「投票年齢と立候補年齢の最低年齢が共に 18 歳」（甲 B55・14 頁）であること等を踏まえて、まず「世界的に最も一般的なアプローチは、選挙権と被選挙権の最低年齢を統一すること」であることを強調した（甲 B28・62 頁）。

¹ オーストリア（選挙権年齢を 16 歳に引き下げた州のみ）、キプロス（選挙権年齢 18 歳、被選挙権年齢 25 歳）、ドイツ（選挙権年齢を 16 歳に引き下げた州のみ）、ギリシャ（それぞれ 18 歳と 21 歳）、ルクセンブルク（18 歳と 21 歳）、モルドバ（18 歳と 21 歳）、ルーマニア（18 歳と 23 歳）、ロシア（18 歳と 21 歳）、トルコ（18 歳と 25 歳）、ウクライナ（18 歳と 21 歳）、リヒテンシュタイン（選挙権年齢と被選挙権年齢がともに 20 歳）※いずれも 2004 年当時（甲 B54・14 頁）

そのうえで、「選挙権年齢と被選挙権年齢に差を設けるべきであるとの見解は、有権者となるよりも候補者となる方が豊富な人生経験が必要であるという考え方に基づいている。しかしながら、21 歳未満の者であっても代表者となることに関心があり、代表者となるにふさわしい者も存在する」とし「選挙プロセスそのものが、立候補者が公職に就くの にふさわしいかどうかを国民が判断するための柔軟なメカニズムとして既に機能」しており、かつ、「選挙権年齢が 18 歳である現状において、立候補年齢を現在の選挙権年齢に合わせるべきでない合理的な議論は見当たらない」として、立候補年齢を 18 歳に引き下げるよう議会に提言した（甲 B28・62 頁）。

同勧告を受けて、議会は 2006 年選挙管理法（Electoral Administration Act 2006）を制定し、同法第 5 章 17 条によって被選挙権年齢が従前の 21 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた（甲 B56：Electoral Administration Act 2006）。

その後、国際機関やヨーロッパを始めとする先進諸国を中心に被選挙権年齢引き下げの動きが加速した。2013 年、国連開発計画（UNDP）は「政治参加は民主主義の基本的権利」であり「議会は社会のあらゆる集団の代表することが理想」であるとして、各国政府に対して「選挙権年齢の下限と立候補資格年齢の下限を一致させる」ことを提言した（甲 B49・21-22 頁）。

2015 年 3 月、欧州評議会の諮問機関である欧州地方自治体会議は「選挙権と同時に立候補権を認めないことで若年成人を差別することは、代表的な発言力を奪うことであり、普通選挙の精神に反」すること（パラグラフ 17）、「立候補に必要な成熟度は、有権者によって決定されるべきである」（パラグラフ 18）という考え方が加盟国間で共有されていることを確認した（甲 B27・8 頁）。同委員会は「選挙に立候補する権利は、地方および地域の民主主義の重要な要素である。偽の候補者を排除するための規制は必要だが、

地域民主主義の健全性は、選挙に立候補できる有権者の割合が可能な限り最大であることにかかって」いるとして第 375 号決議において「すべての加盟国において、地方レベルおよび地域レベルの被選挙権に立候補できる最低年齢を 18 歳以下と」し、「地方選挙および地域選挙への立候補に年齢制限を設けない」よう国内法の見直しを求めた（甲 B57：欧州評議会欧州地方自治体会議編「地方公自治体の選挙における立候補基準/原文：Criteria for standing in localand regional elections」第 375 号決議、パラグラフ 19）。

この潮流は、EU 全体の立法過程に深く関与する欧州議会議員の候補者資格にも影響を与えている。2022 年には、欧州議会議員の候補者資格年齢を 18 歳以上とする法案が提出され、そこでは「最も基本的な市民的・政治的権利へのアクセスにおける差別の発生を防ぐため、投票年齢と立候補年齢を統一すべき」（甲 B50・前文、パラグラフ 17）であるとされ、「18 歳以上のすべての欧州連合市民は、国内選挙区、欧州連合全体選挙区のいずれか、またはその両方において、欧州議会選挙の候補者として立候補する権利を有する」ことが提案された（同・別紙：直接普通選挙による欧州議会議員の選出に関する理事会規則提案 5 条 1 項）。

この流れは欧州にとどまらず、直近では 2022 年に韓国でも公職選挙法の改正が行われ、国会議員、地方議会議員及び地方公共団体の長の被選挙権年齢が満 25 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。別紙 1 の図表は法改正の提案理由を整理したものである（甲 B58：「第 392 回国会（臨時会）第 3 回政治改革特別委員会・公職選挙法一部改正法律案、ヨンヘ議員代表発議（議案番号第 2100828 号）等公職選挙法一部改正法律案 9 件＜被選挙権年齢引き下げに関する事項＞について」2021 年 12 月）。

別紙 1 のとおり、韓国では被選挙権年齢引き下げの法改正の過程では多様な見解が述べられたが「OECD36 カ国中 31 カ国が・・・被選挙権を 18～21

歳と定めており、ドイツなど実際に多数の 20 代前半の若者が選挙を通じて選出され、立派に政治活動が続けているにもかかわらず、韓国は 48 年に最初に定めたまま現在まで維持し、合理的な理由なしに選挙に出馬する権利を制限している」（キム・ミンチョル議員案）という提案理由が挙げられており、OECD 等先進諸国での事例をよく参照していることがよく分かる。

OECD 加盟各国の被選挙権年齢

OECD 加盟国における被選挙権年齢の分布（別紙 2）を見ると、OECD36 カ国中の約 88.8割%に相当する 32 カ国は 18 歳又は 21 歳としている。

日本と同じく被選挙権年齢を 25 歳以上（下院基準）とする国は 36 カ国中、アメリカ合衆国、イタリア、ギリシャ、そして日本の 4 カ国にとどまる。

このうち、日本を除く 3 カ国はいずれも憲法で最低年齢が定められており（アメリカ合衆国憲法 1 条 2 項、イタリア憲法 56 条、ギリシャ憲法 55 条 1 項）、法律で 25 歳以上とする国は日本だけである。

リトアニアや韓国では直近の 2022 年に被選挙権年齢の引き下げがなされており、OECD 各国において、被選挙権年齢を引き下げ、選挙権年齢と合致させるという潮流は加速している。

若くして当選した国会議員らの経験

当然ながら、被選挙権年齢を引き下げた各国では 18 歳や 21 歳で立候補して当選する若者が多数出ている。彼ら/彼女らが当選し活躍している事実は、25 歳又は 30 歳未満の者にも、十分に公職執行に必要な「社会経験に基づく思慮・分別」があることを裏付けている。

ア ニュージーランドのソフィー・ハンドフォード氏の例

ニュージーランド最年少の 18 歳で地方議会議員に当選し現在 2 期目となるソフィー・ハンドフォード氏（Sophie Handford。以下「ソフィー」）

は、同国カピティー・コースト地区にある約 1700 人の小さな海辺の村で生まれ育った。父は先住民コミュニティなどと協力しながら環境問題や持続可能なコミュニティ作りに取り組んでおり、ソフィーは生まれた時から毎日木を植えたり海で泳いだりして過ごしてきた。

ソフィーは 12 歳の時にはじめて政治に興味をもった。カピティー・コースト議会から届いた手紙には、気候変動がソフィーの暮らす地域に与える影響が書かれていた。それを見たソフィーは気候変動を止めるための方法を考え始めた。地元の国会議員が小学校に講演に来た際、ソフィーはその国会議員に「地球を守り、若者が健やかに成長するためにどのような取り組みをしていますか？例えば気候変動には関心がありますか？」と尋ねたが、その議員から「気候変動担当者に聞いてください」とあしらうような対応をされ強い憤りを覚えた。その時の経験が、その後様々な社会問題に取り組み、政治家として立候補する原動力となった。

高校・大学に進学してからは、週末にはビーチで清掃活動を行ったり、プラスチック環境被害を訴えるキャンペーンに取り組んだ。学校では生徒代表になり、性別に基づく制服の着用を義務付けていた校則を変えるために奔走し、その結果、学校で男子はスカートを、女子はズボンを履くことができるようになった。こうしてソフィーの中に小さな成功体験が積み重なっていった。

2019 年、18 歳の時に、ソフィーは「School Strike 4 Climate」という気候変動危機を訴えるムーブメントを起こし、ニュージーランド史上最大の単日ストライキを組織した。ムーブメントには当初 8 歳から 21 歳までの若者約 4 万人が参加した。290 の企業から賛同を取り付け、それらの企業は労働者に終日休業を認めストライキに参加させた。ソフィーは「将来の世代のために、気候変動対策を無視することはできない」というシンプルな

メッセージを発信し続けた。最終的にニュージーランド全人口の約 3.5%の人びとがこのムーブメントに加わることとなった。ストライキ決行前には首相から「あなたと話がしたい」と連絡があり、政府も無視できない問題に発展したと感じた。このムーブメントの結果ゼロカーボン法が可決され、産業革命前のレベルから 1.5 度以内に温暖化を収める目標が設定された。若者の主導によりニュージーランドの気候政策は大きく前進した。

その後ソフィーは 18 歳でカピティー・コースト地区議会議員に立候補した。候補者の中に、自分たち若者の価値観を理解し代弁してくれる人が誰もいないと感じたからだだった。立候補に対する社会からの反応は様々だった。ソフィーは多くの家を訪問した。ソフィーは対話を重視するアプローチを意識し「あなたが気にかけていることは何ですか？あなたにとって重要なことは何ですか？」と尋ね続けた。多くの年配者はソフィーを応援したが、「人生経験が足りない」「大学を卒業していない」「世間知らずだ」といった否定的な意見も少なくなかった。しかし、最終的にソフィーは反対派を上回る票を獲得し当選した。若者には若者なりの経験があり、若者が意思決定に関わることで生まれるポジティブな結果を伝えることに成功したからだと考えている。

当選後もソフィーは地方議会議員として目覚ましい活躍を見せた。地区議会の戦略・財務委員会の委員長として多岐にわたる責任を担った。青少年の育成にも精力的に取り組んだ。ソフィーの就任により自治体の知名度が国内外で高まったことで、自治体が行う太陽光プロジェクトと太陽光事業者のマッチングにも成功した。カピティー・コースト地区の若者の政治参加も活発となった。当初 12 人ほどだった自治体の青年評議会構成員は現在では 25 人となり、募集人数を上回る応募が来るようになった。地域の若者から「あなたのキャンペーンチームに参加したい」、「もし次回の選挙で立

候補しないなら私が立候補したい」といったメッセージも届くようになった。

ソフィーは自身の経験から、政治家の資質として重要なことは、多くの人々の声に耳を傾けオープンな姿勢で学び続けることであり、年齢は問題ではないと確信している（甲 B59：陳述書）。

イ イギリスのサム・カーリング氏の例

2007 年に被選挙年齢の引き下げの法改正が行われたイギリスでも 20 代前後の政治家が当選し活躍している。直近では、2024 年のイギリス総選挙でノースウエストケンブリッジシャー選挙区で労働党から立候補したサム・カーリング氏（Sam Carling。以下「サム」）が、同党最年少の 22 歳で当選した。サムは、元々政治的な問題にあまり関心を持っていなかったが、国が社会的・経済的に衰退していく中で、以前は活気にあふれていた地元の通りの店が次々に閉店し荒れ地と化していった光景などを目にし、次第に政治に関心を持つようになった。総選挙で当選する前、サムはケンブリッジ市議会議員に 2 度選出され、低賃金で働く大学職員の待遇改善や非正規雇用への転換反対キャンペーン等に精力的に取り組んだ。

25 歳以下の議員は全体の 1%程度しかおらず、当初、住民から不安なまなざしを向けられていた。しかし、サムは住民の家々を尋ねるなど地道な活動続け、人びとから理解されるよう務めた。1 年後には議会執行部に加わり、約 250 人の職員を擁するチームの責任者となった。サムは市議会議員の活動を行う中で公共サービスの多くが直面している財政的重圧を知り、国政選挙に立候補することを決意し、実際に当選を果たした（甲 B60：サム・カーリング氏ホームページ、B61：BBC 記事 Sam Carling: Meet the new youngest MP, born in 2002（2024 年 7 月 6 日））。

ウ デンマークのキラ・マリー・ピーター・ハンソン氏の例

キラ・マリー・ピーター・ハンソン氏（Kira Marie Peter-Hansen。以下「キラ」）は、2019 年に史上最年少の 21 歳 3 ヶ月で欧州議会議員となった²。デンマークでは子どもの頃から社会問題や政治参加について学校の授業で学ぶ機会があった。その他にも、実家から離れて暮らす学生は「選挙バス」に乗り合わせて投票所に向かうシステムなども存在した。若者の政治参加が当たり前の環境で生まれ育ったこともあり、キラは 15 歳の頃には社会民主党の青年部に入った。

キラが若くして欧州議会議員選挙に立候補しようと考えたのは「よいキャンペーン（選挙運動）にしたい」という思いがあったからだ。選挙活動中、有権者を説得しなければならないことに重圧を感じていたが「若者が政治に関わるべきだと言いながら、自分から関わろうとしないのならば、私たちの世代は無力になってしまう」という友人の言葉に支えられて当選を果たした（甲 62：ハフポスト「史上最年少 21 歳で欧州議会に当選した女性。政治家になったのは『向き合うべき現実』に直面しているから」（2022 年 5 月 28 日））。

キラは欧州議会議員に当選後も精力的に活動を行ってきた。租税小委員会の副委員長、経済金融委員会、法務委員会の委員、産業・研究・エネルギー委員会の代理委員を務めており（甲 63：欧州議会ホームページ）、2024 年 3 月には欧州議会議員新人賞も獲得した（甲 64：ホームページ MEP Awards2024 – The Rising Stars）。

エ 小括

以上はほんの一例である。世界では、25 歳又は 30 歳未満の若い候補者

² 欧州議会：EU の主要機関の一つ。加盟国市民の直接選挙により選ばれた議員により構成され、EC 時代の 1979 年以来 5 年ごとに選挙を実施。EU の立法過程に深く関与する。

が人びとから期待を集めて当選し社会で大きな成果を収めている。彼ら/彼女らが当選し活躍している事実は、25 歳又は 30 歳未満の者には公職執行に必要な「社会経験に基づく思慮・分別」がないということが単なる偏見に過ぎないものであることをよく示している。

2 原告の主張

諸外国の事情を踏まえれば、被告の主張に合理性がないことが一層明らかとなる。選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させていない国が他にあることは本件規定の合理性を担保しない。25 歳又は 30 歳未満の若者は社会経験や思慮分別を欠くとする被告の主張も破綻している。本件規定に合理性を認めることはできない。

(1) 選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させていない国の存在は本件規定の合理性を担保しない

被告は選挙権年齢と被選挙権年齢を合致させていない OECD 諸国が全体の 4 割を占めていることから本件規定の年齢設定には合理的な理由があると主張する。しかし、両年齢を一致させている国々の残存「割合」を合理性があることの根拠とすることは誤っている。

前述のとおり、イギリスでは「世界的に最も一般的なアプローチは、選挙権と被選挙権の最低年齢を統一すること」が法改正の大きな理由となった。国連（UNDP）が「選挙権年齢の下限と立候補資格年齢の下限を一致させる」ことを求め、欧州議会でも「投票年齢と立候補年齢を統一すべき」であるとして候補者年齢を 18 歳以上とする法案が提出された。また、欧州地方自治体会議も「選挙権と同時に立候補権を認めないことで若年成人を差別することは、代表的な発言力を奪うことであり、普通選挙の精神に反する」と指摘する。

これらの背景には、民主主義社会においては治者と被治者の自同性理念の下、選挙権と被選挙権を一致させるべきであるとの原則が存在している。このことは韓国で被選挙権年齢の引き下げが行われた際、「国民主権の核心は治者と被治者の一致性、治者の民主的代表任命である。国民が選挙に立候補する自由は、民主主義国家において当然被選挙権(公務担当権)として保障されるべき基本権であり、民主主義の実現のための最も重要な自由と権利であり、これを法律で規制する場合、合理的な理由がなければならない。」(別紙1)と述べられていたことによく現れている。

被選挙権年齢を選挙権年齢に合わせることは、参政権の侵害状態からの回復を意味する。選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させない国々が最後数カ国とならない限り合理性が否定されないというのであれば、権利侵害状態の放置を肯定することになるが、そのような考え方こそ合理的でない。両年齢を一致させていない国が複数存在することを示したとしてもそれは本件規定の合理性を担保するものではない。

(2) 25 歳又は 30 歳未満の若者は社会経験や思慮分別を欠くとする本件規定の合理性は諸外国の実情等からも否定される

原告が訴状(32～33 頁)で既に主張したように、思慮分別を理由に被選挙権年齢を高く設定したという政府の説明は若者が一般的に低能力であるということを前提にしているが、このことは近時の研究によって否定されている。

「人間の基本的認知能力(作業記憶能力や言語流暢能力)は、16 歳までは伸び続けるが、それ以降は伸び」ず「16 歳の政治的知識、政治的関心、政治的スキル、政治的有効性、寛容性、社会奉仕活動は、すでに大人と同水準」

(甲 B23: 齋藤宙治『子どもと法子どもと大人の境異線をめぐる法社会学』(東京大学出版会、2022 年)237～243 頁参照)であるとされる。被告が前提としている、若者＝低能力という認識は根拠のない偏見に過ぎない。

前述した各国で被選挙権年齢の引き下げが進められている実情も、25 歳または 30 歳未満の若者に社会経験に基づく思慮・分別が客観的に備わっていることを裏付けている。OECD 諸国の約 88.8%に相当する国々では被選挙権年齢が 18 歳又は 21 歳と設定されており（別紙 2、甲 B26・69-70 頁等参照）、各国では若くして年配候補者を退け当選した政治家が社会的にも大きな成果を収めている（甲 B57~60）。韓国では「政治的行為能力を明らかに認められた、選挙権を付与された一部の国民を、年齢を理由に立候補資格を・・・遮断することは、憲法精神に照らしてみても立法裁量から逸脱している」（キム・ギヒョン議員案。下線部は引用者）という点が被選挙権年齢引き下げの提案理由として挙げられた。

近時の研究及び各国の実情に照らせば、25 歳または 30 歳未満は一律に社会経験に基づく思慮分別を欠くことを前提とする本件規定に合理性がないことは明らかである。

第 3 結語

以上のとおり、諸外国の実情を踏まえれば被告の主張に理由がないことが一層明らかとなる。被選挙権年齢を選挙権年齢に合わせていない国々が残存していることは本件規定の合理性を担保する理由とはならない。選挙権年齢と被選挙権年齢の一致は国民主権原理から認められる参政権侵害の問題であり、数力国一致させていない国があるからといってこれを正当化することはできない。国際的潮流は、「若者＝低能力」という考え方を否定する近時の研究成果とともに、25 歳または 30 歳未満の若者にも社会経験に基づく思慮・分別が客観的に備わっていることを示している。本件規定に合理性がないことは明らかである。本件規定は原告らの被選挙権を侵害するものとして違憲無効である。

以 上

別紙 1

韓国で被選挙権年齢引き下げの法改正（2022）が行われた際の提案理由

発案議員	提案理由
ヨンヘ議員案	「大韓民国憲法は、すべての国民は法の前に平等であり、誰でも性別・宗教または社会的身分によって政治的・経済的・社会的・文化的生活のすべての領域において差別を受けないことを明記している。特に選挙権及び被選挙権などの政治的権利は、民主主義社会の市民として享受すべき基本権といえる。」 「昨年 12 月に選挙年齢を満 19 歳から満 18 歳に引き下げる公職選挙法改正案が可決され、青少年の参政権拡大が期待される中、青少年の政治参加をより広く保障するためには被選挙権の年齢も下方修正すべきとの声が高まっている。」 「一方、海外の場合、選挙権の最低年齢をドイツ・スウェーデン 18 歳、イギリス 21 歳に制限するなど、若者の政治的権利を育てるための基盤を整える中、韓国の政治環境も変化を求められている。」 「これにより、国会議員及び地方議会の議員・地方自治体の長の被選挙権を 25 歳とした現行法を 18 歳に引き下げ、多様な社会構成員の参加という民主主義の価値に合致すると同時に、若者の政治参加の機会を広げるものである（案第 16 条第 2 項及び第 3 項）。」
キム・ミエ議員案	「現行法は、国会議員、地方議会議員及び地方自治体の長の被選挙権も 25 歳以上の国民に限定しているが、OECD36 カ国のうち 31 カ国が国会議員（両院制国家の一部上院を除く）の被選挙権を 18 ～21 歳に定めており、ドイツなど実際に多数の 20 代前半の若者が選挙を通じて当選し、立派に政治活動を多数続けているにもかかわらず

	らず、韓国は 1948 年に最初に定めたまま現在まで維持しており、合理的な理由なしに選挙に出馬する権利を制限している。」 「これにより、国会議員、地方議会議員及び地方自治体の長の被選挙権を 21 歳に引き下げようとするものである（案第 16 条第 2 項～第 3 項）。」
ファン・ボ・スンヒ議員案	「現行法は、国会議員、地方議会議員及び地方自治体長の選挙権を 18 歳以上の人に与えながらも、その被選挙権は 25 歳以上の人に与えている。」 「被選挙権年齢の下限を 25 歳に設定した当該規定は、1994 年に『公職選挙及び選挙不正防止法』が制定されて以来、現在まで改正が行われていないが、当初被選挙権年齢の基準が設けられた当時に比べ、国民の教育水準が向上し、政治・社会問題に対する関心が高まったことを考慮すると、被選挙権年齢の下限を下げ、青年世代の参政権を保障する必要があるという意見が提起されている。」 「これにより、国会議員、地方議会議員及び地方自治体長の被選挙権年齢を現行の 25 歳以上から 19 歳以上に下方修正することで、国民の政治参加を高めようとするものである（案第 16 条第 2 項及び第 3 項）。」
チャン・ギョング議員案	「また、海外の主要国では被選挙権の年齢を引き下げ、若者の政治参加を拡大するための改善が行われており、韓国でも被選挙権と選挙権の年齢が一致するように 18 歳に引き下げる必要がある。」
ユンジュンヒョン議員案	「現行法は選挙権を 18 歳以上の国民に与えており、国会議員・地方議会議員及び地方自治体の長の被選挙権は 25 歳以上の国民に与えている。」 「被選挙権は選挙権と共に代議制民主主義において国民主権を実現

	する最も直接的かつ核心的な権利である。しかし、2019 年 12 月 2 日、選挙権の年齢を 19 歳以上から 18 歳以上に下方修正する内容の改正が行われる過程でも、被選挙権の年齢は 25 歳に維持され、若者の政治的権利を保障し、政治参加を拡大できるように被選挙権を下方修正すべきだという指摘が提起されている。一方、国会立法調査所によると、第 21 代国会議員選挙の当選者のうち、30 歳未満の国会議員が 2 人、40 歳未満の国会議員が 13 人と、若者の議員比率が低い国に属する。このような若者の低い代表性は、様々な若者問題の解決に関する政治的意思決定過程で若者の意見が適切に反映されない問題を引き起こす可能性があるという点で、改善の声がある。」 「これにより、改正案は国会議員と地方議会議員及び地方自治体の長選ほば被選挙権年齢を 20 歳以上に下方修正し、政党が比例代表制を導入し比例代表国会議員選挙と比例代表地方議員選挙に候補者を推薦するときは、その候補者のうち 10%以上を青年で推薦するようにし、地域区国会議員選挙及び地域区地方議員選挙に候補者を推薦するときは、それぞれ全国地域区総数の 100 分の 10 以上を青年で推薦するよう努力するようにするなど、青年に対する候補者推薦割当制を導入することで青年の政治参加を活性化しようとするものである（案第 16 条第 2 項・第 3 項及び第 47 条第 3 項等）。」
イ・ウンジュ ウォンアン議 員案	「現行法は、国会議員及び地方自治体の長と議員に立候補できる年齢資格として 25 歳を規定している。」 「しかし、年齢制限規定は、若者の積極的な政治参加とそれによる政治変革を妨げる明らかな封鎖条項であるという批判がある。民主主義の核心は治者と被治者の一致性、治者の民主的代表任命であ

	る。国民が選挙に立候補する自由は、民主主義国家において当然被選挙権（公務担当権）として保障されるべき基本権であり、民主主義の実現のための最も重要な自由と権利であり、これを法律で規制する場合、合理的な理由がなければならない。」 「しかし、明らかに政治的判断能力を持っており、選挙権者でもある。一国民に対して、年齢を基準に厳密に制限して立候補できないようにすることは、民主主義の憲法精神に照らして立法裁量から外れるものである。また、民主主義制度と権力構成の核心である普通選挙の原則に照らしてみても、被選挙権年齢制限規定を設ける場合には、最低限度にとどめるべきである。」 「これにより、国会議員、地方自治体の議会議員及び長などの選挙権を有する公務員の被選挙権年齢を選挙権を有する年齢に引き下げ、選挙権を有する市民の公務担当権を広く保障し、民主主義の発展に寄与しようとする（案第 16 条第 2 項及び第 3 項）。」
ノ・ウンレ議員案	「最近、若者の政治参加の必要性が高まっている。現行の公職選挙法の選挙権年齢は 18 歳であるのに対し、国会議員、地方議会議員、地方自治体長の被選挙権年齢は 25 歳であり、若者の政治参加の障害となっている。」 「それだけでなく地域区国会議員、地域区地方議員、地方自治体長の当選者決定の際、最高得票者が 2 人以上の時は、年長者を当選者として決定するようにしている点も指摘されている。」 「参考までに、OECD 加盟国 36 ヶ国のうち・・・下院議員比率が高いデンマーク（41.3%）、フィンランド（36.0%）、ノルウェー（34.9%）、スウェーデン（34.1%）、オランダ（33.3%）がすべて被選挙権を 18 歳にしている。」

	「これにより、国会議員、地方議会議員、地方自治体長の被選挙権年齢を 18 歳に引き下げ、最高得票者が 2 人以上の場合は抽選で当選者を決定するようにし、年齢による政治的差別をなくし、若者の活発な政治参加を可能にする。」
キム・ギヒョン議員案	「現行法は、国会議員及び地方自治体長及び地方議会議員に立候補できる被選挙権年齢を 25 歳と規定している。」 「被選挙権は選挙権と共に民主主義において国民主権を実現する最も核心的な権利である。しかし、2019 年に「公職選挙法」が改正され、選挙権年齢が 19 歳以上から 18 歳以上に調整されたにもかかわらず、被選挙権年齢は 25 歳のままであり、若者の政治的権利と参加が適切に保障されていないという指摘が提起されている。」 「また、国民が国家や地方自治体機関の構成員となって公務を担当できる公務担当権は憲法上の権利であり、これを法律で規制する場合、合理的な理由がなければならない。」 「しかし、政治的行為能力を明らかに認められ選挙権を付与された一部の国民を年齢を理由に立候補資格を源泉的に遮断することは、憲法精神に照らしてみても立法裁量から逸脱していると言わざるを得ない。すでに海外の主要先進国は被選挙権を 18 歳以上とし、国民の参政権と公務担当権を広く認めている。」 「これにより、国会議員、地方議会議員及び地方自治体長の被選挙権年齢を現行の 25 歳以上から選挙権年齢と同じ 18 歳以上に調整することで、国民の政治参加を実質的に保障し、民主主義の発展に寄与しようとする（案第 16 条第 2 項及び第 3 項）。」
キム・ミンチョル議員案	「民主主義発展の歴史は参政権拡大の歴史とその軌跡を共にする。これは民主主義という政治体系が、より多くの主権者の多様な意見

	が国家の意思決定過程に積極的に反映されることで完成されるからである。韓国でも選挙可能年齢を 18 歳に下方修正し、選挙権を行使できる国民の範囲を拡大してきた。現行法は国会議員、地方議会議員及び地方自治体の長の被選挙権も 25 歳以上の国民に限定しているが、これは被選挙権者が代表を選出する選挙競争に自由に参加して自分の政治的見解を述べたり、自分が属する政治集団又は自分の特殊性で代表できる集団の民主主義過程における参加を保障することを侵害している。」 「OECD36 カ国中 31 カ国が(両院制国家のうち一部上院)被選挙権を 18～21 歳と定めており、ドイツなど実際に多数の 20 代前半の若者が選挙を通じて選出され、立派に政治活動が続けているにもかかわらず、韓国は 1948 年に最初に定めたまま現在まで維持し、合理的な理由なしに選挙に出馬する権利を制限している。これにより、国会議員、地方議会の議員及び地方自治体の長の被選挙権を選挙権と同一に合わせようとするものである（案第 16 条第 2 項・第 3 項）。」
--	--

別紙 2

世界各国の被選挙権年齢一覧（下院）

年齢	国名
16 歳	—
17 歳	北朝鮮、東ティモール
18 歳	エクアドル、オーストリア◆、中華人民共和国、マルタ、アイスランド◆、アルバニア、アンゴラ、アンドラ、イギリス◆、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、オーストラリア◆、オランダ◆、カーボベルデ、ガイアナ、カナダ◆、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、グアテマラ、クック諸島、グレナダ、クロアチア、ケニア、コソボ、コモロ、サントメ・プリンシペ、スイス◆、スウェーデン◆、スペイン◆、スリランカ、スロベニア◆、セーシェル、セルビア、ソロモン諸島、大韓民国◆、デンマーク◆、ドイツ◆、トリニダード・ドバゴ、トルコ◆、ニウエ、ニュージーランド◆、ノルウェー◆、ハンガリー◆、フィジー、フィンランド◆、フランス◆、ベリーズ、ベルギー◆、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ポルトガル◆、マレーシア、南アフリカ、モーリシャス、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク◆、レソト
20 歳	ナウル
21 歳	アイルランド◆、アンティグア・バーブーダ、イスラエル◆、インドネシア、ウクライナ、エストニア◆、ガーナ、ガボン、ガンビア、キリバス、キルギス、コスタリカ、サンマリノ、シエラレオネ、ジャマイカ、ジンバブエ、スリナム、スロバキア◆、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ソロモン諸島、タ

	ンザニア、チェコ◆、チリ◆、ツバル、ドミニカ、ナミビア、ニカラグ ア、ニジェール、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ブルガリア、 ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、ベネズエラ、ベラ ルーシ、ポーランド◆、香港、 ホンジュラスマーシャル諸島、マダガスカ ル、マラウイ、マリ、南スーダン、メキシコ◆、ラオス、ラトビア◆、ル ワンダ、ロシア、サモア、トンガ、シンガポール、リトアニア◆
23 歳	カメルーン、ジブチ、台湾、チュニジア、ルーマニア
25 歳	アゼルバイジャン、アフガニスタン、アメリカ合衆国◆、アラブ首長国連 邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イエメン、イタリア◆、 インド、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、エルサルバドル、カザ フスタン、カンボジア、キプロス、ギリシャ◆、コートジボワール、コロ ンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ジョージア、赤道ギニア、セ ネガル、ソマリア、タジキスタン、チャド、トーゴ、ドミニカ共和国、ト ルクメニスタン、ナイジェリア、日本◆、ネパール、ハイチ、パキスタ ン、バヌアツ、パプアニューギニア、バングラディッシュ、フィリピン、 ブータン、ブルンジ、ベナン、ペルー、ミャンマー、モーリタニア、モナ コ、モンゴル、リトアニア◆、リベリア、レバノン
28 歳	パレスチナ
30 歳	イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ミ クロネシア、ヨルダン、バーレーン

- ・ 甲 B26：国立国会図書館編「主要国における被選挙権年齢（資料）」（2020 年）69-70 頁等
を元に作成。
- ・ ◆は OECD 加盟国を意味する。図表は、国会図書館が調査を行った国々に加えて、2022 年
に被選挙権年齢を引き下げた大韓民国及びリトアニアの情報を反映した。